

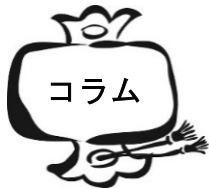


ハグワンレター



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所

P1



価値をわかっていただく努力

新しくベッドのマットレスを買うとします。一つは 10,000 円ポッキリ、もう一つは 100,000 円。さて皆さんはどちらを買いますか。安いに越したことないと 10,000 円のを買う人もいれば、睡眠を重視したいからと 100,000 円のを買う人もいるでしょう。

では、新しいマットレスが家に届きました。今まであったマットレスは不要になります。それを処分しようと産廃業者に聞きました。ある業者に聞きますと 5,000 円、別の業者に聞きますと 7,000 円です。さて皆さんはどちらで処分を依頼されるでしょうか。

「処分費は安いに越したことはない。多くの人はそう思われるでしょう。しかし、処分費が高いのにはそれなりの理由があるんです。それを理解して価値を感じてもらえる方に、処分を依頼してほしいのです。」埼玉県にある産業廃棄物処理業者、石坂産業の石坂典子社長はそうおっしゃいます。

その意味は、先日参加した会社見学により一部を理解することができました。石坂産業さんは取り組みがとてもユニークで素晴らしく、全国そして世界中から沢山のの方々が見学に来られるようです。

現場を見て私が何よりも驚いたのは、屋根のある全天候型の大規模な処理場で、電気で動く重機が複数台同時に非常に効率的に動く姿でした。

この会社では、古い建物を解体した建設廃材を、コンクリート、木、金属、プラスチック他に分別し、レンガや木材チップ、固形燃料等を作っておられます。通常このような処理を行うには、広い処理スペースと大がかりな重機が必要であり、一般の産廃業者さんでは、重機を使う大がかりな分別や破碎処理は主に屋外で行ない、ヤードと呼ばれる屋根付きの置き場で保管するのが精一杯ではないでしょうか。

それを屋根だけでなく壁もある密閉された建屋の中で作業ができる環境を作るには、かなりの工夫と費用が必要です。そもそも密閉空間では排気ガスが出る通常の重機は使えません。それをメーカーと開発して電気で動く重機を導入されたようで、設備投資の金額は半端なものではないでしょうね。そういった設備投資と経営努力により、臭いや粉塵などをシャットアウトし、周辺の住民にも理解を得ておられます。

さらには、分別処理を行う機械装置の開発にもかなり力を注がれ、徹底した分別を行うことで、驚異のリサイクル率 98%を達成しておられます。廃材から分別され加工されて出来上がった製品を見て驚きました。とても精度の高いきれいなものばかりでした。受け入れた廃棄物のほとんどが見事に再生され、再利用される。こんな処理をしてもらえたら、地球環境の維持にも役立つ。それなら 2,000 円くらい高くても石坂産業さんに処分をお願いしようかな。そんな気になるわけですね。

見学通路を整備して、すべて見えるようにされています。またホームページやその他の広報活動を通じて、廃棄物処理に対する理解を広めておられます。隣接する森林を整備されたり、いろいろな素晴らしい取り組みをされています。皆さんも機会があればぜひご覧になってみて下さい。



情報

設備投資を検討されている企業様へ

P2

機械装置や器具備品の購入を検討されている場合、税制優遇措置を利用しましょう！

現在施行されている優遇措置のうち多くの会社で使えるのは、下記の2通りあります。

①即時償却（100%）・税額控除（7%または10%）

- ・「経営力向上計画」を「経済産業局」へ提出し、承認を受ける必要あり

②固定資産税減免（3年間ゼロに）

- ・「先端設備等導入計画」を「市役所」へ提出し、承認を受ける必要あり

大切なことは、これらの承認を受けるためには、「工業会の証明書」の入手が鍵となることです。

「工業会の証明書」は、購入先（メーカーまたは商社）の担当者を通じて、メーカーの所属する工業会へ申し込みをして、そこから証明書を入手するので、間に何人かの人を介することになります。

ただし、残念ながら、その購入先の担当者が、この制度のことをわかっておられない場合が多々見受けられます。窓口となる担当者の理解が足りないと、「工業会証明書」の入手ができなかったり、手間取って期限に間に合わなかったりして、結果的に優遇措置を受けられなくなる可能性があります。

「納入してからでないと発行できない」と言われる場合もあるそうですが、それでは間に合わない場合もあります。

どちらの計画も、設備が納入される前に承認を受けておくことが原則となっております。また、優遇措置を受けるためには、「経営力向上計画」はその会社の決算期末までに、そして「先端設備導入計画」は年末までに承認を受ける必要があります。これらの期限も理解して申請することが必要です。

依頼から入手まで、ある程度（1～2か月かかる例も）時間もかかります。依頼をする相手を、上手に動かさないと（動いてもらわないと）いけません。

できること、やるべきこととして、設備投資を検討する会社は、まず確かな情報を入手したうえで、素早く適切な対応が必要となります。ホームページから入手できる下記の資料もぜひご覧ください。

不明な点があれば、弊所の監査担当者にお尋ねください。

【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画 策定の手引き

平成30年6月版



平成30年6月1日版
※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画 策定の手引き

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX



P3

「働き方」が変わります！！

「働き方改革関連法」が法律として成立し、2019年4月1日から順次施行されます。中小企業に関連する部分を、以下に抜粋します。

1. 労働時間法制の見直し

- ① 残業時間の上限が法律で明記され、これを超える残業はできなくなります。(2020.4～)
 - ・ 残業時間上限は、原則として月45時間・年360時間。
 - ・ 臨時的な特別の事情がある場合は、年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、単月100時間未満（休日労働を含む）。また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで。
- ② 年5日の年次有給休暇を付与することが、企業に義務づけられます。(2019.4～)
 - ・ 10日以上有給休暇が付与される全ての労働者が対象。
- ③ 月60時間を超える残業は、割増率が50%に上げられます。(2023.4～)
- ④ 労働時間の状況を客観的に把握することが、企業に義務づけられます。(2019.4～)
 - ・ 管理監督者も含め、タイムカードなどによる労働時間の管理が必要になります。
- ⑤ 「フレックスタイム制」の清算期間が、1ヶ月から3ヶ月に延長されます。(2019.4～)
- ⑥ 「高度プロフェッショナル制度」が新設されます。(2019.4～)
 - ・ 高収入（年収1075万円以上）の高度専門職が対象。
- ⑦ 限度基準適用除外の見直し(2024.4～)
 - ・ 自動車運転、建設業など時間外労働の限度基準適用除外が見直されます。
- ⑧ 勤務間インターバル制度の導入促進(2019.4～)
 - ・ 勤務終了から翌日出社までの間に、一定時間以上の休息時間を確保することが促進されます（努力義務）

2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 「同一労働同一賃金」

- ① 正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム・有期・派遣労働者）の間の不合理な待遇差が禁止されます。(2021.4～、一部は2020.4～)
 - ・ 基本給、各手当や賞与など個々の待遇ごとに検討と、本人への説明義務が必要になります。

特に1-②の有給休暇については、違反した場合30万円以下の罰金になりますので、早めの対策をご検討下さい。
(記事担当：社会保険労務士 小山)

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX